済生会新潟県央基幹病院　院内感染対策のための指針

１．院内感染対策に関する基本的考え方

済生会新潟県央基幹病院は、病院の理念に基づき、安全で、快適な医療環境を提供するため、医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないようにその原因の速やかな特定、制圧、終息を図るため、本指針により院内感染対策を行う。対象者は、病院に係わるすべての人々とする。

２．院内感染対策のための委員会、その他の組織に関する基本事項

本指針の目的を達成するために院内感染対策委員会（ＩＣＣ）を置く。また、病院長の直轄に感染管理室・Infection Control Team（ＩＣＴ）を置く。

ＩＣＣ、および、感染管理室・ＩＣＴは、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動をする中心的役割を担う。

ＩＣＣ会議は月１回程度開催し、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

３．院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

１）　職員を対象として、施設全体あるいは部署や職種を限定して院内感染対策に関する教育と実習を行う。

２）　院内感染の増加が疑われた場合あるいは確認された場合は職員を対象として、施設全体あるいは部署や職種を限定して、院内感染対策に関わる教育と実習を行う。

３）　ＩＣＴは院内感染対策の状況及びその対策に関する情報を関連部署に提供する。

４．感染症発生状況の報告に関する基本事項

１）　施設内の各領域別の微生物の分離率ならびに感染症の発生動向から、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を行う。

２）　細菌検査室では､業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターン（アンチバイオグラム）などの解析を行って､疫学情報を日常的に感染管理室・ＩＣＴおよび臨床側へフィードバックする。

３）　報告の義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

５．院内感染発生時の対応に関する基本方針

１）　院内感染発生時、発生部署の責任者は直ちに感染管理室に報告し、感染管理室は状況の把握に努め、対策について院内感染対策委員会に報告する。

２）　院内感染対策委員長は必要に応じて院内感染対策委員会を開催する。

３）　感染管理室は速やかに発生の原因を究明、改善策の立案、実行を行い、各部署へ迅速かつ的確に情報を伝達する。

６．抗菌薬の適性使用に関する基本方針

抗菌薬適正使用支援チーム（ＡＳＴ）が抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して、介入を行い、治療効果の向上や副作用、耐性菌の減少に努める。

７．患者さん・ご家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者さん・ご家族から指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

８．地域における感染対策への協働・支援

地域の保健所・病院・診療所・高齢者施設等との協力体制を構築し、連携する。

９．その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

１）　職員は自らが感染源とならないように、日ごろから、健康管理に留意し、定期健康診断を年１回以上受け、病院が実施するＢ型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に積極的に参加する。

２）　院内感染防止のため、職員は標準予防策を遵守し、マニュアルにそって、感染予防に努める。

３）　マニュアルは必要に応じて見直し・改訂をし、全職員に周知徹底する。

2024 年 3 月 01 日施行
2025 年 7 月 17 日改訂